

会 議 録

会議の名称	持続可能なまちづくりに向けた産業廃棄物の在り方検討専門部会 (令和5年度第1回)
開催日時	令和5年7月18日(金) 10:00~12:00
開催場所	3B 会議室
出席者	藤田部会長・石村委員・金子委員・山口委員(以上4名 順不同)
事務局	環境産業部 環境保全課
会議形態	公開
会議の議題	(1) 令和4年度 第3回の主な意見と今回の論点 (2) 産廃税等の導入検討 (3) 今後の検討方針について
会議の要旨	令和4年度 第3回の内容について振り返りを行い、産廃税等の導入検討について事務局から概要説明をおこなった上で、議事ごとに審議を行った。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
議事要旨 【主な意見等】	<p>(1) 令和4年度 第3回の主な意見と今回の論点</p> <p>【部会長】 資料1の前回までの振り返り、追加的な行政需要と財政難といったショックに直面している等々の資料と、あとは実際の処分地と近隣の市街地等との距離がどうなっているのか、前回の宿題についてご説明いただいたところかと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか？</p> <p>【委員】 前回の会議の中で、確か今回の和泉市のように都道府県内に1つしか処分場がない事態について、他の事例があるのかどうかということが議論にあったと思いますが、その点については何かわかりましたでしょうか？</p> <p>【事務局】 大阪府内の民間の管理型の最終処分場に関しましては、和泉市だけとなっておりますけど、先ほど地図で挙げましたように、大阪府の海の方には、大阪湾広域臨海環境整備センターというところがあり、200いかないぐらいの自治体が出資団体となっております。それらの自治体内等から排出される産廃に関しては、本市にも流入があるといったことがわかっております。</p> <p>【委員】</p>

他の都道府県内で同様の例はありますか？

【事務局】

大阪湾広域臨海環境整備センターは、確かに尼崎の方にも、管理型の最終処分場設置しているので、そちらの方にも、産廃は流れて行っていると考えております。

【委員】

そういうことではなく、都道府県内に1つしか最終処分場がないような事例が他の都道府県内にありますでしょうか。

【事務局】

他の都道府県でしたら、奈良県と和歌山県では、管理型の処分場が1つとなっております。

【委員】

安定型を入れるとまた、違ってくるのでしょうか。

【事務局】

そうですね、安定型もございますので、少し状況が違ってくると思います。

【委員】

大阪府内には安定型はいくつあるような状況ですか。

【事務局】

柏原市の方に1つございます。

【委員】

それが全然動いていないものでしたでしょうか。

【事務局】

規模として少し小さく、あまり搬入もされていないと認識しております。

【委員】

なるほど、ありがとうございます。あと1点なのですが、和泉市では一般廃棄物の有料化は導入されていますでしょうか。

【事務局】

はい、導入しております。

【部会長】

ちょっと確認ですが、管理型の最終処分場については、今共有している奈良県と、和歌山県の方も1つだけということでもよろしいですね。

【事務局】

資料上はこうなっておりますけど、環境省でも別に統計がとられておりました、環境省の方の資料を見ますと複数の管理型があることになっています。自治体側のホームページ上ではこれだけしか存在しないという情報が載っているという状況にありまして、その辺り、国と地方自治体で掲載情報に差異があります。

【部会長】

登録と実際どのぐらい稼働というか、受け入れ等をしているのかということなのかもしれませんが、この大阪府下の中の和泉市の立ち位置を確認するという意味では今日の資料で少なくともこの関西の中では、奈良県、和歌山県と大阪府がございまして、おそらく奈良県と和泉市の方が、大体その埋立面積が同じぐらいということですかね。和歌山県がその半量ぐらいということで、その半量の和歌山県は、この負担金を設けている。あとは安定型についてはまたちょっと別のもので、大阪は柏原市に1つあるが、稼働はしていないということですのでよろしいでしょうか。続いて何かございますか。

【委員】

スライドの基金残高の推移を見ていますが、この基金残高というのは、いわゆる財政調整に使える基金ということでこのデータが上がっているのでしょうか、それとも、いわゆる特定目的基金なども含んだ形なのか、その辺りを教えていただければと思います。

【事務局】

財政の詳しい内容まで把握してなく、あくまでこちらは概要として、市のお金がこれだけ減っていくということを示している図表となります。

【委員】

財政的に厳しい状況が続いているかどうかというのを示す上では、特定目的基金というのは例えば庁舎を整備するとか、何か特定の事業をするために積んでいる裏付けとしては、例えば補助金であるとかいろんなものを一時的に貯めているということがあって、特定の支出目的があるので、行政一般に用意している、備えているお金というわけではないので、それを一旦外して、定常的な財政需要に対して収入が厳しいというときに充てていけるのは財政調整基金だと思います。それがどの程度あってそれを取り崩しながら財政運営をしているような状況であれば、かなり財政が厳しくて財政需要に対して何とかその財源を必死に確保しなければならないというような説得材料にもなると思います。そういう意味で、この近年の財政調整に使える基金の残高の推移ですとか、将来のその辺りの見込みですね、そういったものが示せると、この辺りの1番下にかかれてある今後を予測される財政難の中で、財政、行政需要に伴う事務負担を満たし続けることは困難な状況になるといことがもっと積極的に言えそうな気がするので、最終報告までには財政的なことを説明する上で、資料をご検討していただいた方がいいのかなと思いました。

【事務局】

ご意見ありがとうございました。これからどれだけお金が入って、何にどれだけお金が必要だということに関しましては、最終報告に向けて資料の充実を図っていこうと思います。

【部会長】

ありがとうございました。本日は参考までにとということで、今共有しております和泉創発プラン上の決算見込みベースでの残高の推移ということで、おっしゃるような細かいところまで見るといったような画面共有ではございませんので、もしそういった財政的に厳しい状況が今後予想されるということを説明する際には、より詳細なものを使ってご説明いただくということをお願いできればと思います。ご質問いただいている間に和泉市の決算カードを見せていただいたのですが、そういったも

ので、特に和泉市では厳しいというようなものがあれば、非常に積極的に説明できるようなものになると思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。それでは、何かございましたらお願ひいたします。

【委員】

さっきまで示されていた他の県も含めた埋立面積と埋立容量を見て思ったのが、大阪と兵庫については100万平方メートル以上の埋立面積があるのに対して、産廃税を入れているところは三重県が1番多くて54万平方メートルで、それ以下のところについては1万行か行かないか、高くても30万ぐらいの京都があるという程度です。ほとんどが大体100万以下の面積しかないところというのが、やっぱり容量と面積が少ないから入ってくる量を抑制したいということで、産廃税を入れているというような感じです。逆に大阪と兵庫は面積も容量もかなり余裕があるということで、産廃税で入れていないせいで、他の自治体からの産廃を流入させているような状況にあるというような感じが見受けられました。第1回目の資料に、大阪湾広域臨海環境整備センターが持っている処分場とこの和泉市がありますが、ほとんど大阪府内の産廃が和泉市の方に流れているというような資料を第1回の方で見させていただいたのですが、こちらの大阪湾広域臨海環境整備センターは、大阪府外のゴミが入ってきているというイメージなのではないでしょうか。

【事務局】

そうですね、近隣の自治体で参画している自治体内からの産廃が入ってきていると認識しております。

【委員】

広域というからには運ぶだけの距離と時間もかかるということなので、それだけ運んでも税金がかからないから、ここに捨てた方が安く済むというような自治体であれば大阪湾の方を選ぶ。だけど、そういうふうに距離的なことを考えてちゃんと捨てられるところが良いという方は、和泉市を選んでいる、というような感じなのではないでしょうか、事業者というか自治体の動きとしては。

【事務局】

そこまでは把握しておりません。

【委員】

自分が例えば産廃を捨てる側だとしたらどっちにしようと考えたときに、運搬料とか運送費とか、そういうのもコストとして考えた場合、安い方がやっぱりいいと思うので、高速代もかかるとしたら、どちらも産廃税もかからないのであれば距離が近い方が、2回捨てに行けるなどか、安く捨てに行けるなどというふうに考えてしまうので、そういう立地の面とかで、大阪湾の方より和泉市の方が選ばれてしまうような地理的なものがあつたりするのかなと思いました。後は、委員も御指摘された財政状況の基金の動きを見ていると、それほど余裕があるわけではありません。そういう意味だと、和泉市の方が無料だけあって、多量の産廃が流れてくるのを抑制したいということであれば、基金を貯めて持続的な維持管理をするという目的でも、こういった産廃税というものをどういった形にしても徴収はして、ゴミの抑制もしつつ、ある程度その維持管理のお金に回すっていうふうな仕組みにするのは、すごく妥当なことではと思いました。

【部会長】

ありがとうございました。今の意見について事務局から何かコメント等ございますか。

【事務局】

言われたように、運搬先が遠くにはなってしまうが産廃の処理費用が安いのであれば和泉市に運搬するといった、そういった観点で、産廃の流れといいますか、和泉市にどれだけ負荷がかかっているのかという資料に関しても、検討したいと思います。

【部会長】

事前説明のときに伺えばよかったのですが、申し訳ないです。大阪府の大阪湾広域臨海環境整備センターと神戸市の大阪湾広域臨海環境整備センターはそれぞれの区画を切り分けていると考えたらいいのですか。

【事務局】

それは、フェニックス事業で、第2期と3期の違いです。時期が違います。大阪沖が先で、神戸沖が後にできています。

【委員】

なるほど、だからそのセンターは同じですけど2期と3期で、時期が違うということですね、ありがとうございます。そういったしましたら、資料1の方につきましては以上の通りでよろしいでしょうか？ちょっと若干気になるのが、事業者が、大阪府、兵庫県と和歌山県に処分場を持っていらっしゃるって、今この段階では大阪府の和泉市と兵庫県は産廃に対する負担がないという状況の中でどうやって考えていくのというのも、たまたま和泉市には、事業者が1社ということになっておりますので、そのあたりも、次の議論でお話できればと思います。

(2) 産廃税等の導入検討

【部会長】

資料2につきましては、ご説明がありましたように具体的に、制度化していく中でどのような検討の余地がある事項なのか、あるいは検討が必要な事項、それから環境省であるとか、あるいはその埋立てといったようなことについて、どの段階でいわば協力金等を担っていただくのかという期間の問題ですとか、負担の問題ですとか、様々議論をすべきポイントについてご説明いただいたかと思います。どこからでも結構です。委員の皆様、お気づきの点であるとか、あるいは比較という意味で、こちらの方が望ましいのではないかとといったようなところを踏まえまして、限られた時間ではございますが、次回への宿題も含めて、忌憚なきご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか？

【委員】

スライドの17枚目の制度設計についての検討項目一覧のところを提示していただきたいのですが、この中の種目を見てもらって、産廃税と産廃に関する環境保全協力金の2通りが考えられるのではということですが、この②を導入している自治体っていうのはあるのでしょうか？

【事務局】

東北の青森県と岩手県等で環境保全協力金が導入されておりますが、そちらの場合、導入方法が少し違いまして、要は県外から来る産廃に関してのみ協力金を徴収するといった制度になっております。

【委員】

もう①の産廃税(法定外普通税)を導入している自治体がほとんどだと、こういう①を導入している自治体について1回整理したいのですが、その課税の対象の部分と徴収対象者が、①の産廃の搬入についてかかっている、なおかつ産廃の排出事業者の方に課税がかけられるっていうイメージで合っていますでしょうか、これは方式の違いでちょっと変わってくるのでしょうか。

【事務局】

方式によって微妙に異なりますが、課税の対象は最終処分場への搬入で、徴収対象者は排出事業者というところはほとんどの自治体で共通しております。

【委員】

なるほど、金額についても、大体一律1,000円/トンということで統一されているような感じなのでしょうか。

【事務局】

そうですね、おそらく三重県が1トン1,000円と決定されたので、皆それに倣って1トン1,000円にしていると思います。

【委員】

前回の議論の時に、この1,000円が妥当か妥当じゃないかという話がありましたでしょうか。何か別に他の自治体が1,000円だから、うちも1,000円にしとくかというふうにする理由っていうのは特にないような気もするのですが、1,000円じゃないといけない理由が何かあるのかなという、要するに他の自治体と足並み揃えないと、例えば、うちの自治体だけ2,000円にすると、やっぱり高すぎてよそに流れてしまって、他の自治体からクレームが来るから2,000円にはできないということで、1,000円で検討している、というような理解で合っていますでしょうか。

【事務局】

環境省が廃棄物の流通の阻害を懸念しておりまして、例えばどこかが2,000円にすると、やっぱりそこは避けていくということで、大きな流れが変わると思います。そういう1面と、先ほど言いました三重県が産廃税を作った時点、その時点で税額が決まってしまったというようなところがあって、1,000円でいこうかと。京都府かどこかが、ある程度の根拠を作成されていますが、トラック輸送か何かで運ぶのに課税額を1,000円以上にすると、よそへ行くのと、あんま変わらないといったものです。その閾値が1,000円ぐらいという理由を挙げられていたのは見たことがあります。今時点としてやっぱり1,000円がこの分野でのスタンダードみたいなイメージです。前は品目によって変えたらどうかという議論もありました。いろんな産廃の中で品目でも1,000円を満たさないものがあったり、逆に1,000円以上のものもあるでしょうという議論がありましたが、そうするとなかなか制度が複雑になってしまうという議論の中で、今時点では1,000円がスタンダードとなっています。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございます。今の点も含めてご意見ございますでしょうか？

【委員】

はい、確認ですが、今ご検討されているのはこの1番右の、いわゆる立地に対して課税することをご検討されているということでしょうか？

【事務局】

はい、この方式が1番、市の行政需要の負担の軽減にあっているのではないかと考えております。

【委員】

わかりました。立地に対する課税ということで、いわゆる民民問題にも、こういう方が適しているのかなと思ひまして、非常に面白い取り組みだなと思っていたのですが、この場合の例えば納税額はどれぐらいを想定していらっしゃいますでしょうか？

【事務局】

はっきりとは試算できていないのですが、既存の産廃税等ですと、搬入期間、10年20年の中で1トン1,000円取れば、何億円の税収となるという試算があると思います。それでトータル取れるお金が20億円だとしたら、設置・運営に対して課税する場合も、トータルの税収等もその20億円ぐらいに合わせていく、といった考え方が良いのかなと思っております。

【委員】

その課税額が少なすぎると、今の算定でいくと課税を行って、その結果最終処分量をトンあたり1,000円を下回ってしまうと、結局は他の都道府県よりも処分料が安くなって、他県から流入がそのまま続くということになりますので、課税額は慎重に検討された方がいいかなというふうにも感じます。

【事務局】

1点質問となりますが、例えばその排出の抑制を産廃税等の導入で行う場合、処分場の設置期間はそれだけ長引くと思います。そうすると、満杯になる期間がそれだけ伸びますが、それは自治体にとってプラスになるのかなと思ひまして、要は法令順守のもとで産廃が搬入され、結局満杯になったら搬入終了となりますし、例えば課税額をトンあたり2,000円にして、徴収期間と搬入期間が長くなったとして、何か自治体にとってのメリットはありますかでしょうか。

【委員】

今回のその立地税の場合ですか。

【事務局】

いたずらに課税額を2,000円にして、徴収期間と設置期間を長くすることにどういった意味があるのかなと思ひまして。

【委員】

すいません、横から割って入るような感じで、例えば搬入に対する税率を高く設定をして毎年の搬入量を少し絞るような作用を研究ではなかなかそのあたりの関係が確認はされていないのですけれども、一般的なイメージとしてそういう形で搬入抑制というのを働きかけて、搬入期間

の延びる処分場の、いわゆるアクティブな期間が延びてということになると、どういうメリットがあるのかっていうと、増設の機会が引き伸ばされるってことでしょうか。残余容量が大事に、大事に使われると、今はもう既に処分場になっているところを長く使えるということは、処分場業者はいっぱいになったら、次のところを確保して事業を継続するというようになっていくと思います。技術的に確立してくると、過去に埋立てをしていたところを再利用するようなことができないかというのが、研究はされているみたいなのですが、現状ではたぶんまた新しくどこかに許可を申請してという動きになると思いますので、やはり近隣地域がどんどん処分場が変わっていく恐れがあると思います。それが先送りされて、未然に実現しないようにできることが、やっぱりメリットではないかなと思います。

【事務局】

なるほど。設置期間を延ばすことによって、次の新たな処分場ができにくくして、市への負担を減っていくということだと理解しました。

【委員】

そのように考えていますけど、一方で、処分業者はたぶん何年で一杯にして回収をしてみたいな心づもりがあるかもしれませんので、そこら辺との兼ね合いというのは、もし税を入れるとなると特定納税義務者にたぶん該当してくると思います。特定の1社とか2社がほとんどの税収を負担するような形になると、そういった協議の手続きも必要になりますので、そのあたりの処分業者の意向も色々配慮する必要が出てくるとは思いますが、最終処分業者の経営的なものとの折り合いがつけば社会としても、事業者としても長く受け入れていけるということにはなるはずなので、経営が持続できる範囲であれば、主にウィンウィンということが言えるのではないかと思います。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。1点質問となりますが、管理型最終処分場業者の埋立期間は、埋立業者の経営状態によって、長くしたり短くしたりするということが可能なのでしょうか。それとも、もう申請時点で埋立期間は一定程度で決まっているものなのでしょうか。

【委員】

ある程度、投下した資本を早く回収するという意味で早く埋まってしまってもいいと思っているのかもしれないと思います。せっかく作ったのになかなか入ってこないと結局、毎年の収益が悪化するということも考えられますので、ある程度何年でというところは見積もりを持っていると思います。他県の事例で、計画よりもかなり早く埋まったりするようなことも聞いていますので、事業者としては例えば10年で埋めるというふうな説明をしていたところが、もう3、4年で半分以上埋まっているとかですね。これは早晩、第3期、第4期の処分場の計画が出てくるのではと地元が心配されているといった話は聞いたことはありますので、新規の許可が得られにくい状況であれば事業者としても、既存の処分場を延命させたいという気持ちはあるのかもしれませんが、その場合は、事業者自身が値上げをすれば、市場原理でその排出は減ってくる可能性はあると思いますが、そのあたりが、要するに都道府県が産廃税を課す時の1つの根拠として、地域で処分場をどう確保するかという見通しを県が計画などの中で産廃税によって、その地域の残余容量をコント

ロールするのに、産廃税が1つ助けになるのでは、といった議論もありました。そういう観点からすると市が課税をするという時に、地域全体の産廃処分場の容量に市としてはコミットメントしないはずなので、そういう点では処分場の周辺の財政需要に対応して、原因者課税をするといった考え方の方が、おそらく産廃の量の調節、価格、処分量を調節することを通じて、残余容量を調節するといった意味合いでの政策課税がたぶん排出抑制というのと相まって都道府県の課税根拠の1つにやっていたと思いますが、それからすると、市としてはそういう量的なコミットがないので、処分場周辺の財政需要に対応する原因者課税というのが首尾一貫しているのかなというふうには思います。

【部会長】

今の点に対して1つだけちょっと補足がありまして、和歌山県の御坊市の事例でいうと、まさに委員がご指摘のように、計画されているよりハイスピードで埋立てが進んだということで、排出抑制のスピードをちょっと止めたいということで、負担金を導入したところ、スピードダウンをしたという結果が、1年、2年間の話ですが、今のところ出ているので、計画以上のスピードでどんどん搬入されていくというようなところのスピードを落とすという意味で、負担金を求めるという事例もございますし、それを延命させることによって、新たなその処分地を持ってこさせないという意味でも抑止的な意味での負担というのは1つあるのかなというところは、ご意見を伺っていたところではございます。あと1つは、先ほど委員が資料1のときにおっしゃっていたように、その搬入量で負担を求めた場合、止まってしまったらそれ以上のその財源というのはもたらされないということで、埋まってしまった後も、今日の資料にございましたけれども、埋立終了後を見ていくと本当はその埋立っているものがあること自体がリスクをもたらすのではと思っていますが、そういったことで言うと、今日ご提案ありましたように、搬入量で求めるよりはその面積や立地で求めるというふうにして、大きい埋立が終了した後も、料率は変わるかもしれませんが、応分の負担を求めていくことによって、地域のまちづくりにも貢献していただく、そのために、地域との共生のあり方を負担の話だけではなく、どういうふうに関後そういった協力体制を組んでいくのかという議論も一方では必要ではないかというところで、やはり搬入量に対して、もし負担を求めるといふことになれば、例えば2026年の4月からやりますとなって、2026年の3月までガンガンと放り込まれてしまうと困るわけで、埋立終了後も含めた議論も発展的に考えたいというふうなご説明もあったかと思いますが、そのあたりについてもご意見などを賜ればなというふうに思いますが、いかがでしょうか？

【委員】

埋立終了後ですけれども、一応、国の制度として積立金制度というのがあって、終了後の維持管理費用に充てられたり、事業者が倒産した場合に、その後の管理に充てられる制度があると思いますが、その制度と今の議論の関係といますか、一番下の矢印のところですか。その積立金制度と、今回の課税が被ってしまうというふうに関懸念して1いますが、その点どういうふうにお考えでしょうか？

【事務局】

そうですね、被っている部分に関しては、本市の産廃税等の根拠とはせずに、被らない部分を産廃税等の創設の根拠にしたいと考えております。

【部会長】

事務局のご提案としては、埋立終了後も下がるにせよ行政需要の引き続き残る部分について、応分の負担を求めていくということで、委員の意見などだと基金に積んでおいて、税だと単年度会計っていうことになりますので、持続的に使えるような仕組みも一方では求めていく必要があるのではないかといいところだったではと思います。いかがでしょうか、委員の方、この件も含めてお願いします。

【委員】

産廃を入れているときは搬入課税を実施してですね、その設置課税、1番右の青で囲ってあるものも例えばですけど搬入が続いている間は搬入課税でそのいっぱいになったら、設置方式に切り替えるとかですね、あるいはもう両方並行して課税をして搬入割と設置割みたいな形で2種類やってですね、搬入が終わったら片方だけになるとかあるいは搬入が終わったら切り替わるという建て方もいいかなと思いました。というのも、やはり搬入をすることに伴って道路の損傷が激しくなるとか、そういった搬入が続いている間に特有の財政需要っていうのがあると思いますし、その処分場の周辺の水質のモニタリングですとか、災害時に備えるとかですね、やっぱりそういうふうなのは設置されていることに伴う財政需要だと思いますので、そのあたりを少し分けることによって、逆にその税率という点でも非常に偏った高い税率じゃなく、ほどほどの税率で両方を並行させることによって合意可能な税の設計というのも見えてくるようにも思います。ということで、2本立ててですね、同時並行ですと行くかあるいは時期、搬入終了と同時に切り替えるかそのあたりいくつかオプションあるかもしれませんが両方並行するような形で、整理できるかもしれないというふうに思います。

【部会長】

ありがとうございます。いかがでしょうか。

【事務局】

おっしゃるように2本立ての方が、妥当な点が多数あるかと思いますが、やっぱり2つを共存させるとなると徴収コストの面で、行政コストかかってくるかと思いますが、その辺りも踏まえて最終回に向けて検討を進めてまいりたいと思います。

【部会長】

今の委員の意見については、ちょっと話がずれるかもしれませんが、均等割と所得割みたいのもあること自体で、負担は発生している。それは入ってきても入ってこなくても、あること自体が立地そのものに対して負担を求めるっていう部分と、あるいはその搬入ということで、入ってくること自体にリスクを伴うという部分で、これは別にコスト的には入ってこなくなれば、存在していること自体で負担するっていう部分が残るので、行政コストとか徴収コストっていうところでは、そんなに行政コスト・徴収コストがかかるのか、というところはあるのですが、こちらは提案をするところなので、答申の中には1つの案として、立地すること自体は、搬入があってもなくてもリスクを伴うということで、立地そのものに対しての負担を求める一方、搬入がされるということに対して、非常に大きな環境リスクを伴うということについては、産廃税などで出されているようなトンあたりいくらといったようなもので2本立て方式の検討ということをこの会では求めるということは、私自身も同意するところかなと思います。ただ、徴収コストの問題について、もしご検討の余地があれば、比較はぜひしていただきたいという

ふうには思いますが、いかがでしょうか？そのようなイメージでよろしいですね。

【委員】

そうですね、今、委員がおっしゃったように徴税コストはある程度を抑えることは可能かもしれませんが、逆に納税協力費というのですね、事業者側の事務負担というのが課題になってくる可能性はありますね。やはりシンプルにどちらか1本でいくのに比べると、ちょっと複雑になるかとは思いますが、そのあたりは相談の余地がある程度のもなのか、できるだけ簡素の仕組みを考えながら、可能であれば2本立ての方が非常に行政需要という対応もつかみやすいのかなと思います。例えば、今ご提案されている案では搬入が終わったら設置・運営対象の方式でリスクは減るだろうから率を下げるというふうな説明をされていたけど、1本のその方式で率を下げるというよりは、2本掛けておいて、1本がなくなって結果的にトータルの税負担下がるというような形の方が理解はしやすいかなと思いますので、ぜひ可能であれば、2本立てというところを検討してみる価値はあると思っています。

【事務局】

ありがとうございます。2本立てについてよくわかりませんが、やっぱり皆さん同じところで、いくらぐらい取るのかなと思っています。2本立てで行ったとして、片方の方はトン1,000円でずっと来ているので、それを例えば800円にするというのも、ちょっと違和感あります。1,000円で行くとして、今度こっちの2本だての2本目の方をどれぐらいの設定でいくのかが悩ましくて、今後の課題になってくると思います。その2本目というのは、おそらくずっと同じ値段でいくのですかね。そこについても、ある部分の埋立てが終わったらちょっと下がるのか、その辺の検討が必要だなと思っています。

【部会長】

1つはやっぱり、これ法定外税は3年から5年に1度の見直しっていうのがありますので、この税という形をとらずともやはりその3年ないし5年に見直しを継続していく必要があるということと、実際これを制度化していく中では、行政需要がいかほどのものなのかということ、多分50年後のことはわからないということであっても、推計というのはやっぱりしないとそれを根拠に、料率考えていくことになると思いますので、そしてまたもし新しいところが和泉市でこれと同じようなものを作った場合に、それだとかのぐらいの試算があるとかいうことにもなってくると思いますので、ちょっと立地に対して、ということについては、1点は1回作ったら終わりじゃなくて、見直しは絶対必要ということと、両立については行政需要といったものをどのぐらい推計するのか、それをどういうふうにかこの事業者と事業と、その市民の皆様と行政の方で、協働してまちづくりをしていくのかという、その内容にも結構かかってくるのかなと思います。このこと以外のことで結構ですし、これに関することでも結構です。何かご意見等ございますでしょうか。

【委員】

私も同じで、並行して搬入する事業者と設置している事業者の両方にかけた方がいいと思っているのですが、搬入の方は多分従来通り1,000円でいいと思いますが、設置している事業者の場合は、1,000円を取るというよりか800円ないしは500円ぐらいとか、ちょっと割り引いて金額を設定して税金をかけた方がいいと思います。だけどそれをずっと今

後も保管している産廃の量に応じていくらっていうふうにするのか、ちょっと減価償却じゃないですけど、だんだん目減りしていく方式にするかどうかというのは、事業者がどれぐらい維持管理にコストがかかっているのかとか、あと自治体の方がその事業者の方に立ち入り調査とか色々している費用がどれぐらい諸々かかっているのかとかいうのにも応じて、結局一律の徴収をしていった方がいいのか、ちょっとずつ例えば5年とか10年ごとに税率をちょっと下げてった方がいいのかっていうのを考えた方がいいのではというのは少し思いました。ただ、実際埋め立てられているものっていうのはある程度の年数いったら、埋め立てられなくなるっていうことで完了してしまう、もう、そのままにされてしまうということを考えると、どこかの時点では金額がある程度停止するような感じにはなると思うので、1度事業者とちょっと何かどれぐらいのコストがかかっているのかとか、どんな費用がかかっているのかというのを聞いてみてもいいのではとちょっと思いました。それを聞いた上で自治体の方でモニタリングの費用とか、そういう諸々の検査費用とかを加味した上での税金をかけたり、何か不測の事態が起こった場合の対処のリスクを踏まえた税率を設置の事業者に限ったりしたら、ある程度のリスクカバーにはなるのではと思いました。

【部会長】

ありがとうございました。2点あって行政側のコストに関する客観的データで見てみるということと、あと事業者の方も、どのぐらいのコストがかかるのかっていうのを客観的なデータを示していただくということです。先ほどこれが先例になった場合に、やっぱりより良いもので提案できた方がいいと事務局からのご意見もございましたので、客観的なデータを積みあげて、一部推計になるとは思いますが、両立について検討されるというご意見だったというふうに思います。そのあたりについては、何かお考えやご意見などございましたら、続けてお願いできればと思います。

【委員】

私も同じような考えでございまして、特に気になったのは13枚目をちょっと見せていただいてよろしいですか。金額の根拠もそうですし導入の背景のところ、ここで市に事務負担が生じるということですが、もちろん産廃最終処分場が立地して、その結果色々運営とか住民への対応で事務負担が生じるのはもちろん理解はできますが、実際それがいくらかぐらいなのかという、評価が必要かなと思います。例えばそれが年間100万だったとした場合、一方で、課税額年間1億円をかけるというのは、それはまたちょっと違うと思います。ですので、産廃最終処分場が立地することによって負担が生じて、その分を課税するというのことは理解できるのですが、それ以上に課税してしまうと、結局は市の財政状況が良くないから、取れるところから税金取ろうというようにもとられてしまうのではとしますので、今委員がおっしゃっていたように、ちゃんと行政負担の金銭的な評価が必要で、それに見合った課税をやる必要があるのではと、今日参加して思いました。

【部会長】

評価の点も含めまして1週まわりましたけれども、何かご意見等あればお願いいたします。

【委員】

はい、1つは先ほど少し前に委員がおっしゃっていたように産廃の処分業者は最終処分場維持管理積立金を環境再生保全機構にずっと都道府

県知事の指定する金額を積み立てて、埋立終了後はそこから必要な維持管理費を取り崩して、維持管理に充てていかれ、埋立てが終わったら、新たに埋立てでも料金を取ることができなくなりますので、廃止まであらかじめ積み立てておいて、それによって処分業者としての責任は果たすということになっているわけです。それを処分場を擁する自治体としては、適正に埋立終了後の管理が行われていっているかどうか、向き合っていく必要があるわけですね。それにどれくらいの行政需要が金額的にいるのかというところを精査すると、ある程度見えてくるのかなと思います。その場合も、経常的な費用と今般大雨でその周辺の土砂崩れと、洪水のリスクも高まっていますので、何かあったときに対応しなければならないという不測の事態に備えて、市としても、そういう不測の事態に対応する一定の規模の基金を持っておく必要があるのではないかと思います。そういったことも含めて、もし税を取るにしても協力金を取るにしても見直していく中で、一定の基金が貯まるまでは少し高めにとっておいて、5年なり10年ぐらい継続してみて、ある程度何かあったときにも対応するための取っ掛かりとなる財源が確保できた段階で、経常的な管理費用を市としてのモニタリング費用だけに設置割の部分を引き下げていくとか、そういった対応もできるかと思いますので、財政需要を設置に伴う分と搬入に伴う部分を少し切り分けて考えていくことが1つかなと思います。

もう1点ですが、この追加的な財政需要を全てこの税なり協力金で賄おうというのが基本なのか、追加的な財政需要は非常に幅広いものがあるって、なかなか代表的なものはこれぐらいと見積もりがとれるにしてもそれ以外にも自治体の仕事は非常に幅広いと思いますので、これは関係ある関係ないっていうふうに白黒つけることはそもそも難しいと思います。そんな中で、追加的な財政需要は非常に幅広く、大きなものがあるその一部を、この税で徴収するというふうな考え方でいくのか、そのどちらかによって、かなり色々な部分が違ってくると思います。今回は法定外普通税ということで考えられているっていうことは、多分この追加的な行政需要はものすごく広く大きなものがあるって、その一部を、原因を作り出した人たちに負担をしてもらって、安定的に各般の行政需要を満たしていこうということで、多分これは法定外普通税ということだと思います。かなり限定的にこれぐらいの財政需要があるので、それを負担してくださいっていうふうな形で作っていくと、法定外目的税の方がいいのではという議論にはなってくるかとは思いますが。どちらかというところ、私としても理論的に詰めきれませんが、法定外普通税とした方が、目的税だとなかなかの対応関係を説明するところが難しいというところがあります。そういう点で法定外普通税にして、需要一般の一部を負担してもらって、その中で関係があればいいっていうようなたてつけの方が、説明が可能なレベルというのでしょうかと思いますので、まず和泉市として、行政需要が非常に広いものがあるって、その一部を税で徴収するという考え方にかけようとしているのかどうかという部分は確認をしておいた方がいいと思います。

【部会長】

ありがとうございます。先ほどの、今日の資料2の方で比較を検討するという表を見せていただいてもよろしいでしょうか？種目のところで税とした場合は、どういうふうにも目的を考えていくのかというお話だったかと思います。1つずつ意見の整理させていただきたいのですが、まず産廃税にするか環境保全協力金にするのかということについては、法定外の普通税目的税ということによって、その限定の度合いが異なってくるということと、これまでの議論もあったかと思いますが、産廃税は都道府県で今までされてきたということと今日の資料にもありま

したように、色々手続き上の難しさを考えると、今回は協力金の方でいわばそのリスク相当の、また追加的な行政需要相当の負担を考えていきたいというお話だったかと思えます。この部会としては、両方の可能性を考えるとということでよろしかったか、あるいはもうその協力金っていったところをベースに議論をさせていただいたら良いのか、名前は違いますがけれども行き着くところ追加的な行政需要の範囲みたいなものをどう立て付けるのかによってどちらにせよずいぶん中身が変わってくるのではというのが部会としての意見で、どちらが良いという答えは出ていないというところまで、今までの議論を進んできているのかなと思えます。その2つ目のですね、課税等の対象については、搬入の方がやはり押さえやすいというかの、搬入はそれなりの環境リスクがございますので、その搬入のところで搬入量の合わせて相当でいただくという部分と、それからその立地そのものに対するリスクっていったようなものを踏まえて2本立てで検討されたら良いのではないかとというのが1つ、部会の意見だったのではないかと思えます。対象者については、今のところは最終処分業者ということで立地している事業者の費用がどれだけかかるのかという相談については、最終処分場業者ということでこの部会で検討させていただいたということではないでしょうか。課税対象については、搬入されているときはもう搬入量がわかりやすいのではという意見があったかと思えますが、そもそもそこにあること自体ということで言えば、設置面積とか、あるいは埋立容量や埋立面積といったものがありますが、それについては、ご意見は特段ありますでしょうか。そこについてはあまり立地したときの立地の根拠が、どれぐらいその行政費用がかかるのかとか、事業者がどれぐらい維持管理にかかるかという客観的データに基づいて、両立を考えていくことが意見として出ていたのですが、ご提案の中にはその設置面積とか埋立容量なんて言葉もでてきておりますので、そのあたりでご意見あれば伺いたいということと、徴収金額については搬入についてはトンあたり1,000円としても立地については、客観的データに基づいてということで徴収方法については2本立てにすると、徴税コストかかるのではという話もございましたので、あとは例外的なこと、災害廃棄物だったらどうこうするかそういうのはどのように考えれば良いのかというところで、その他としては、総合発展ということでこの持続可能なまちづくりに繋がるような、説明というか立て付けとといったことが1つ部会としては冠にもついておりますし、その辺りオール和泉市で協力してやっていくという、何か手立てみたいなものがあればというところで、課税対象と持続可能なまちづくりに繋がるというところについて委員からもし何かございましたら、追加的にお願いできればなと思えますがいかがでしょうか。すいません私の方からどんどん何かご説明お願いします。

【委員】

課税の対象についてなんですが、いわゆる最終処分、この課税の対象課税客体が③の場合であれば、いわゆる納税義務者は最終処分業者で課税標準は設置面積なり容量ということでいいと思います。それに対して搬入に着目する場合、納税義務者は搬入という行為を行うのは、排出事業者なり中間処理業者なので、搬入に着目するのであれば、納税義務者は①か②の事業者にして、それを最終処分業者に特別徴収してもらうという仕組みを取るのが良いかなと思います。最終処分業者にこだわるのであれば、搬入、すなわち埋立てと言えなくはないと思いますので、最終処分業者にして、埋立てということを考えていくか、話の流れからすると搬入に着目しているので、搬入の主体行為者である排出業者と中間処理業者を形式的に納税義務者にして、それを和泉市の最終処分業者に特別徴収してもらうという形が良いのかなと思います。したがって、

搬入量ということになると思います。そうすると最終処分業者としては、設置及び運営に関わる部分は必要に応じて、料金の中におり込んで、転嫁されるかどうか、経営判断になりますが、搬入に関わる税については、あくまで形式的に、処分料金プラス産廃税みたいな形になりますので、最終処分業者にとっては税を一方的に負担させられる、排出事業者に転嫁できないといった悩みからは、若干最終的にはその価格交渉力で実質的に決まってくるので、1,000円分はちょっと搬入が1トン1,000円だとしたら、その1,000円分は、納税義務者が負担してねって言ったとしても、実態はわかりませんが、形式的に最終処分業者としては、全部の税が自らの税負担というふうになされるよりは、1度はその搬入割、仮に呼ぶとすればその搬入に関する部分は、あくまでも排出事業者と中間処理業者が税負担をするものだというふうな説明をしてもらった方が理解・協力はしやすいのかなと思います。また、排出量をなるべく少なくしてほしいという政策的なメッセージですね、国の循環型社会を推進しようという政策との対応という点でもメッセージを出すという意味で、そういう作り方をしたらよろしいかなというふうに思いました。以上です。

【部会長】

ありがとうございました。この表以外の部分でも結構ですが、いかがでしょうか？

【委員】

ここ近年の土砂災害等が、自治体内で起こったりしていると思いますが、そういうところで、例えばこういったゴミ処分場が一部崩れたとか、その周りで土砂災害が起こった事例があればそれを調べてもらった上で、どれぐらい復旧の費用がかかったのか、これぐらいかかりそうだと、みたいな試算が金額としてあると、仮にそういう災害によって破損した場合の原状回復費用が大体これぐらいかかるという事例の金額としては出せると思うので、さっき何とか一部今までとかこれから取ろうと思っている税金を基金として積み立てて何かあったときはちょっとそこから、不測の事態に使いましようっていう根拠にもなると思うので、そういった意味でも近年土砂災害が多発しているということとやっぱ山の手のところでは崩れているケースが多いということもあるので、コンクリートでくくって作っているとは言ってもそういう川でもやっぱり護岸が壊れているケースが多々見受けられるので、そういう事例を調べるのはすごい大変だと思いますが、もしあれば、そういう数値もあると、事業者も納得しやすいのではと思いました。

【部会長】

ありがとうございます。続けてよろしいでしょうか。委員の方から、ございましたらお願いいたします。

【委員】

そうですね。徴収対象者のところで、経済原理的には排出事業者に課税しようが中間処理業者に課税しようが、最終処分業者者に課税しようが、経済原理的には最終的に価格に転嫁されて、排出事業者が負担するというようなことがあります。先ほど委員におっしゃっていただいたように例えば最終処分業者に課税したとしても、最終処分業者がそのまま価格に転嫁すればいいのですが、そうはならないケースも多いかと思えます。ですので、搬入量や排出量を抑制するのであれば、①の排出事業者に課税をした方が、より効果的ではあるかなと思います。あとは、最後、積立金制度がどこまでカバーしているのかをもう1度確認してみ

る必要があるかなと思います。災害時もカバーしていたかどうかはわかりません。確か倒産と埋立終了後の維持管理分だけだったような気がしますので、私の方でも調べておきたいと思います。

【部会長】

ありがとうございました。事務局の方からちょっと確認事項等ございましたらお願いしたいと思いますがいかがですか。

【事務局】

事務局から質問させていただきたいのですが、排出事業者に課税する場合、産廃税ですと特別徴収という方式で、最終処分業者から一括して市に納税いただけるとは思いますが、協力金の場合は特別徴収という形はおそらく取れないので、協力金で行く場合は排出事業者、個別に徴収いくべしとなるのでしょうか？

【委員】

そうですね、和泉市に搬入するというのでしたら協力してくださいということ、その搬入に合わせて協力金を支払ってもらうよう求めるということになるのではないのでしょうか？ちょっと推測となりますが。

【事務局】

そうすると、かなり事務負担が増えてしまうということと合ってますでしょうか？

【委員】

そうですね、結局、都道府県単位でその産廃税を検討したときに理屈としては排出事業者に直接納税義務者になってもらって、申告納付してもらった方がいいよという議論が最初の方で行われていました。そうすると結局、県外から持ち込まれているところ、県外に限っては数的にも非常に多くなりますので、特別徴収の方が徴収コストの面で効率的・現実的であるということで、いわゆる中間処理施設なり最終処分場で特別徴収という形で、多くの自治体がタイプを選択したというのは、やはりそういう事情があるのかなと思います。協力金を和泉市の処分場に入れるところに払ってもらうにすれば、可能かどうか最終処分業者に協力金を取ってもらうのを委託するかですね、そういったことも検討はされてみてもいいのかなとは思いますが。

【事務局】

その点も、次回に検討させていただきます。あともう1点ございまして、産廃の搬入と設置及び運営に課税等をすべしということでご意見いただいておりますが、和泉市では埋立てが完了し、廃止に向かっているところと、まだ搬入が続いている処分場があります。この制度設計した場合に、今稼働している処分場から徴収することに関して、可能でしょうか？もしくはもう稼働しているところに関して徴収は難しく、新しく処分場ができたときにその処分場から策定した条例を適用して徴収すべしといったところでしょうか？

【部会長】

この時からやりますって言ったとき以降に搬入があり、立地していればいただいていると思います。逆に言うと、もう終わっていても、その10年の間、まだ終わって10年しか経ってないところにかかれば、それは2本目の立地していることについて、求めることができるのではな

いでしょうか。総務管財室と相談していただきたいと思いますが、これについてはいかがですか。

【委員】

事業者からすると寝耳に水みたいな感じで、ちょっと面食らうかもしれないですが、やはりより広い観点から、より安全に、その最終処分場が廃止されるまで、市としてもコミットしていこうという観点からは、税が入った段階であるところには、この処分場の設置及び運営にかかる税の部分っていうのはかけていける、逆にかけなければならないのではないかと思います。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。ご意見いただくのにも理由がありまして、宮城県で森林に太陽光パネルつけたら課税しますという、法定外普通税に関する条例化が進められていまして、その中で非課税事項として、既に太陽光パネルをつけている事業者には課税しませんという、非課税事項が設けられています。それは設置時には条例がなかったということで、事業者も経営判断されており、条例ができた段階で設置工事しているところは課税免除するという話でした。今回の場合も似たような考え方として、新しい処分場だけに課税するのが筋といいますか、考え方としてあるのかなと思ったところです。

【委員】

確かに最初、私も処分業者としては寝耳に水じゃないかという話はしましたので、筋としてはやっぱりリスクを及ぼすものである限りはかけていくのが、相当だとは思いますが。事業者の経営的なところに打撃を与えるようなものになっては逆に元も子もないので、そのあたりはもう少し検討の余地は、原則としては課税するのだけれども、事業者の経営に及ぼす影響等を勘案して、軽減すると逆に不公平になる可能性もあるかもしれませんけれども新規のものに限定するとかです。何かそれなりの検討をした上で判断をしてもいいのかなと思います。原則は課税だとは思いますが、どれくらいのインパクトになるのかを見極めながら、実態に即して判断をしていくのが妥当ではないかなと思います。

【部会長】

若干補足するならば、事業者を潰そうとかそういうわけではなくて、和泉市の中で事業を行っていく以上、やっぱり和泉市を良くしていただくような、いうなればパートナーになってほしいという趣旨で、やはりその未来創造型という言葉があったかと思うんですけどもそういったところで、取られるのではなくて、積極敵に貢献するという立て付けであれば、寝耳に水というわけではないので、やっぱり事前協議が必要ですし原則決まったところからガッツリご協力いただきたいところではありますけれども、その移行していく期間が必要であれば段階的に考えていくという制度設計もあるかと思えます。多分、今、太陽光パネルの設置時にないところをちょっと後から追いつけるっていうのがちょっとご法度っていう話は、おそらく立て付けとしては、そこに増やす森林にこれ以上太陽光パネルをつけさせたくないという目的でされているのであれば、新しいところは、やっぱりそういう相応の負担してくださいよとな

と思います。その目的が何なのかが明確になりさえすれば、そういった地域に貢献しながら、そういったリサイクル産業を、地域産業として頑張ってもらっていただくという立て付けであれば、できたときから立地も含めて搬入も含めて相応のコストに対する負担をご協力いただくというのは、理屈としてはありかなと思います。委員がおっしゃったように突然というのはダメージが大きいということであれば、移行期間を設けて段階的に事業者の協力のもとに検討を進めていくことも1つの方法かなと思います。実現可能性を高めるという意味においては、必要なのではないかなというふうな感じですが、私の思いが深かったかもしれませんで、いかがですか。

【委員】

適切に補足をしていただいております。雑誌の地方税に法定外税の最近の動向みたいなものが時々、総務省の担当者の方が論文といいますか記事が載せられていて、それを読んでいると新設の法定外税がどのようにその審議されたかの地方財政審議会での議論のポイントみたいのが結構出てきます。そのあたりで公平性であるとか、特定の納税義務者への配慮や事前の相談がどれだけ適切に行われたかとか、その辺りのいくつかの観点、どこが重視されているのかが、読むと非常によくわかります。実際に新しく制度導入された自治体はどういうふうな検討をしてクリアしてこられたのかとかも載っていたりしましたので、そのあたりを参考にして今回の制度設計の上で、公平性は重視しないといけないのであれば、どう折り合うかのコミュニケーションを取って、合意を得ていく、そういうステップがこういう制度を作り出すプロセスで大事なのではないかなと思います。その辺り研究していただいて、プロセスを踏んで行けるようになればいいかなと思います。

(3) 今後の検討方針について

【部会長】

これが5回目の部会ということで今日の議論を踏まえた形で、答申案をご提示いただくという予定になっていますが、今日の議論を取りこぼしたところですか、また委員の方お気づきの点等ございましたら、随時事務局にご連絡や確認事項とご質問を継続していただくということでもよろしいでしょうか。今日の会議全体を通じて何か委員の方からお気づきの点等ございましたら、先にお願ひしたいと思いますがよろしいでしょうか。全体を通じて、あの資料1、2に立ち返っていただいても結構ですし、今日いくつかたとえば積立金の既存のものとの違いが明確にした上で追加的なものも求めた方が良いでしょうとか、あるいはやはりそういったその両立を考える際には土砂災害等でどのくらい復旧や現状回復費用がかかっているかなど、そういったものも参考にご検討されたら良いでしょうとか、いくつか宿題もいただいているところかと思ひます。それ以外のところでお気づきの点等ございましたら、次回が最終回ということで、こういうのもあったらいいだろうとかこういったデータが使えるのではとか、先ほどの雑誌の地方税のまとめみたいなものも、そういったコミュニケーション、それからステップを踏むというところでは参考になるのではなどありましたが、何か参照すべきことですか確認しておくべき事項等ございましたら、委員の方からいただければと思ひますが、いかがでしょうか。

【事務局】

1つよろしいでしょうか。先ほど冒頭で、委員からの基金の資料のことで質問がございましたので、若干そこに触れてご説明させていただきたいと思います。資料の方で、基金のグラフがあったかと思いますが、ご覧いただきたいと思います。ご質問はこの基金がいったいなんたる基金かというお話であったかと思いますが。市の持つ基金は11ございますけれども、ここで申しております基金につきましては、財政調整上、また予算編成上活用できる基金3基金の合計でございます。その3基金を申し上げますと公共施設整備基金、財政調整基金、減債基金というものでございます。先ほど申しましたように、予算編成上活用できると申しました通り和泉市の場合は、約700億円の一般会計の予算を組む際に、どうしても基金から繰入ないと予算が編成できない状況があります。毎年15億円から20億円ぐらい、大体15億円ぐらいの基金を繰り入れて、当初予算が編成できるということになっております。決算になりますと、不足し使わなかったものは、もう1度基金に戻しますので、基金はまた戻りますが、そういったことでこの資料の一番下に、不測の事態に備え、一定の残高30億円を確保しつつ、と申しますのは、1つは予算編成上どうしても15億円程度がいるということと、もう1つは、実際に不測の事態が生じたときに活用したい15億円程度を想定して、一般会計の700億円のうち、5%程度を確保し続けるというのが、目標となっています。この数字につきましては、私どもの和泉創発プランという、10年先の基金、どうしても30億円は残そうというプランでございまして、これがグラフになったものでございます。このグラフにつきましては、右肩下がり残念ながらちょっと右肩下がりなんですけれども、これにつきましてはもうご承知の通り、人口減少と、扶助費の増大が見込まれておまして、年々ですね基金が減っていくということで、現在のサービスを今後も維持して、公共施設を更新していった場合、通常の行政を進めていった場合、少なからずこのように基金が減少していくということです。残念ながら、新しい施策に結びつけていくような基金の財源が和泉市にはさほどないというところを示しておるものでございまして、そういった観点でご覧いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

【部会長】

詳細なご説明をいただきましてありがとうございます。ですので、1つその頃30という線を目がけて、推計としては下がっていったということで、これを1つの財政的な問題の根拠として今回検討されている。これは一例ということでそれ以外にも指標は必要かと思いますが、そういったことで今のご説明でよりよく理解できたのではないかなというふうに感じた次第です。ありがとうございます。あとはすいません、事務局の方から補足事項等ございますか。はいそういたしましたら、一応本日の会議は12時を目途としてさせていただいておりますがもし委員の皆様、それから事務局の方から補足事項等々ないようでしたら、おまとめいただければと思います。よろしゅうございますでしょうか？

【事務局】

ありがとうございます。だいが議論も5回やっていただきまして、だ

いぶゴールに近づけたかなと思っています。最終的なところも詰めてやっていきたいなと思っています。引き続きよろしく願いいたします。本編とちょっと関連しませんけど今まで1回目2回目3回目の会議録というのをまとめておまして、これホームページに載せなければと話をしておりました。最終的な確認がまだ取れていませんので、この場をちょっとお借りしまして、事務局から投げさせてもらったものでよろしければ、もう来週にでもアップしたいと思っています。ですので、今週ぐらい目処にもし何か変更等がございましたらまた意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。では、これもちまして本年度第1回目の専門部会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以 上